



議長 本日、張間委員より欠席の連絡をいただいております。在任委員 13 名、出席委員 12 名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第 12 回農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第 13 条の規定により 2 番原田委員、3 番村田委員の両名を指名いたします。

日程第 2. 報告第 1 号. 会長の動向ですが、12 月 16 日に滝上町農業振興推進協議会に出席いたしました。

日程第 3. 議案第 1 号. 農地法第 3 条の許可申請であります。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農地法第 3 条の許可申請となります。●●●●の●●●●さんと●●●●による国有地の貸借するものであります。今回の農地については本年 4 月総会で現地確認を行い、現況農地と判定し報告したものであります。●●●●と●●●●さん本人より、次年度から正式に貸借を結ぶ旨の申請がありました。冬季であるため、通常は現地調査が必要な案件ですが同一年度内に「農地」と判定しているため、現地確認を省略しての審議をお願いいたします。

申請内容については説明資料 1 ページをご覧ください。この表によりチェックを行いましたが、問題ありませんでしたので審議の参考にしてください。場所については議案 9 ページの図面をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。本件は、事務局より報告のあった通り同一年度に農地と判定した農地に関する案件ですので現地確認は省略いたします。ここで休憩といたします。

(休憩中)

休憩を解き会議に戻します。

それでは、この件について意見を求めます。1番 温水委員。

温水委員 申請のとおり許可して差し支えないと思います。

議長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件については、許可することに決定しました。

日程第4. 議案第2号. 農地法第3条の許可申請であります。  
なお本件は●●●●●に関する案件ですので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農地法第3条の許可申請であります。

●●●●●の●●●●●さんが息子の●●●●●さんに経営を継承するにあたり、自分の所有する農地を10年間の使用貸借を行う旨の申請です。申請内容については説明資料2ページをご覧ください。この表によりチェックを行いましたが、問題ありませんでしたので審議の参考にしてください。場所については議案24～28ページの図面をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

本件は、経営継承に伴う親子間の利用権設定に関する案件ですので現地確認は省略いたします。

ここで休憩といたします。

(休憩中)

休憩を解き会議に戻します。

それでは、この件について意見を求めます。3番 村田委員。

村田委員 申請のとおり問題なく許可してもよろしいと思います。

議 長 　ただ今、許可してよろしいとの意見がありました。ご異議  
ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。本件については、許可することに決定  
しました。

日程第5．議案第3号．農用地利用集積計画の決定について  
議題といたします。なおこれは引き続き●●●●に関する案件  
ですので退席のまま審議願います。

朗読願います。（係長朗読）

説明願います。（局長説明）

局 長 　本件は、農用地利用集積計画の決定についてであります。  
●●●●さんと●●●●さんの更新案件ですが、●●●●さんに  
経営を引き継いだ事から貸借権を引き継ぎ更新する案件となり  
ます。場所については31 ページの図面をご参照ください。

議 長 　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。

計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

日程第6．議案第4号．農用地利用集積計画の決定について  
議題といたします。なお本件は●●●●に関する案件ですので  
退席願います。

朗読願います。（係長朗読）

説明願います。（局長説明）

局 長 　本件は、農用地利用集積計画の決定についてであります。●  
●●●●さんと●●●●●さんの更新案件2本になります。場所に

については34、35ページの図面をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。  
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。  
(異議なしの声)  
異議なしと認めます。  
本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

日程第7. 議案第5号. 農用地利用集積計画の決定について  
議題といたします。なお本件は●●●●に関する案件ですので  
退席願います。

議長 朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農用地利用集積計画の決定についてであります。●  
●●●さんと●●●●さん、●●●●さんと●●●●さんの更  
新案件になります。場所については38、39ページの図面をご参  
照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。  
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。  
(異議なしの声)  
異議なしと認めます。  
本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

議長 日程第8. 議案第6号. 農用地利用集積計画の決定について議  
題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農用地利用集積計画の決定についてであります。  
全て更新案件となっており全体で11件ございます。  
1件目は●●●●さんと●●●●さん、2件目は●●●●さんと●●●●さん、3件目は●●●●さんと●●●●さん、4件目は●●●●さんと●●●●さん、5件目は●●●●さんと●●●●さん、6件目は●●●●さんと●●●●さん、7件目、8件目は●●●●さんと●●●●さん、●●●●さん、9件目は●●●●さんと●●●●さん、10件目は●●●●さんと●●●●さん、11件目は●●●●さんと●●●●さんとなっております。場所については係長より説明いたします。

係長 場所については、1件目48ページの赤色の部分となっております。次に2件目49ページの黄色の部分となっております。次に3件目50ページの青色の部分となっております。次に4件目51ページのオレンジ色の部分となっております。次に5件目52ページの緑色の部分となっております。次に6件目53ページの水色の部分となっております。次に7、8件目54ページと55ページの紫色の部分となっております。次に9件目56ページのピンク色の部分となっております。次に10件目57ページの黄緑色の部分となっております。最後に11件目は58ページの赤色に青色の斜線が入った部分となっております。各箇所をご参照下さい。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。  
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

議長 日程第9. 決議案第1号. 農業委員会の法令順守の申しあわ

せ決議について、お諮りいたします。  
決議案の趣旨につき事務局より説明願います。

局長 一昨年10月に農地転用に絡む収賄で農業委員会会長や事務局職員が逮捕されるという事件が、立て続けに2件発生しておりました。また、農業委員会連合会研修会の際の昼食時に飲酒していたこと。いわゆる公務中の飲酒も報道され問題となりました。

こうしたことに鑑み、令和元年開催された全国農業委員会代表者集会において、農業委員会の綱紀保持に関する申し合わせで、全国の農業委員会が一丸となって取り組むことが、決議されました。これを受け滝上町農業委員会においても、綱紀保持の意識を改めて確認するため、本案について毎年決議していただきたくお諮りいたします。

では、係長より決議案読み上げをお願いします。

係長 では決議案を読み上げます。(決議案読み上げ)  
以上です、よろしくお願いたします。

議長 それでは、お諮りします。滝上町農業委員会として、本件、農業委員会の法令順守の申し合わせを決議してよろしいですか。  
8番日野委員

日野委員 質問です。滝上町農業委員会決議文としてよろしいですか。  
それとも全国農業会議の中で決議のなされた文章で、全国の各農業委員会も同様のものを使用しているのか。

係長 こちらにつきましては全国農業会議の方から毎年法令順守の申し合わせ決議を行うということで、全ての農業委員会が同様の文章で決議を行うものとさせていただいております。

日野委員 わかりました。

会長 文言について各委員会同じであるか。

係長 文言についても全国農業会議を発出として、北海道農業会議

から統一の文章として送られてきています。

議 長 続けて8番日野委員

日野委員 決議案の内容とは別に意見として、この文面の中での法令順守について詳しく知るためにも、研修会をする機会を改めて作って欲しい。

議 長 研修会等を行って欲しいという意見が出ました。

係 長 承りました。

議 長 それでは、改めてお諮りします。滝上町農業委員会として、本件、農業委員会の法令順守の申し合わせを決議してよろしいですか。

(よろしいとの声)

ただ今、出席委員全員から同意をいただきましたので、本件は決議されました。

議 長 全体に関して何か質疑ございませんか。4番大坪委員

大坪委員 補足として、議案第2号の12ページの契約期間ですが、10年間であれば誤っているため令和14年を令和13年に訂正してほしい。

議案の目次と総会の案内もそうだったのですが議案第1号と議案第2号の目次のところの表題がと違うと思います。

今回、申し出についてと来たのですがいつもは許可申請についてとなっています。議案の表題を整合して作成すべきではないか。

係 長 議案に誤りがあったことお詫び申し上げます。議案第1号、第2号については「農地法第3条1項の規定による許可申請について」に統一し訂正いたします。また、議案第2号内の貸借期間についても10年間で正しいため令和13年が正しい表記となります。申し訳ございません。



以上で全議案の審議が終了いたしました。これで第12回農業委員会総会を終了いたします。